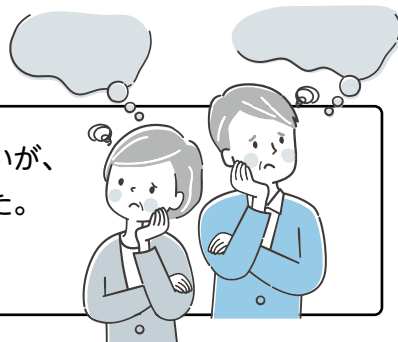


「成年後見制度」を知っていますか？

成年後見制度は、認知症など様々な理由で判断する能力が十分ではない人に対して、安心して自分らしい生活を送ることができるよう、その人の権利や財産を守るための制度です。

■このような人が利用しています

- ・認知症である父親名義の通帳のお金を入院費用に充てたいが、「本人の同意がないと引き出せない」と言われてしまった。
- ・認知症で一人暮らしの母を悪質商法から守りたい。



■成年後見制度には2種類あります

①判断能力が不十分になったら…「法定後見制度」

後見	多くの手続きや金銭の管理、契約などを全面的にサポートします。
補佐	重要な手続きや契約などを一緒に行います。
補助	本人だけでは難しい手続きをお手伝いします。

②判断能力が不十分になる前に…「任意後見制度」

判断能力があるうちに任意後見人を選んでおく。判断能力が低下した時に任意後見人がサポートします。



成年後見人などができること・できないこと



～できること～

- 必要な福祉・介護サービスの手続きや契約
- 保険料や税金、医療費の支払いや不動産、預貯金などの財産の管理
- 分からずにした契約の取り消し
- 郵便物や書類の確認
- 入院や施設入所などの手続き
- 定期的な訪問や本人の状況確認

～できないこと～

- 調理や掃除などの家事援助
- 日用品の買い物やおむつ交換などの実際の介護
- 養子縁組の手続きや結婚・離婚届の提出
- 毎日のように来てもらったり、話し相手になってもらう
- 医療行為への同意や身元保証



問い合わせ先 高齢・障害者支援課 高齢者支援係 ☎0952-75-6033